

議案第 17 号

交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の一部を改正する条例について

交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 7 年 2 月 21 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、
所要の改正を行いたいため。

交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別紙」を「別表」に改める。

別表を次のように改める。

別表

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	円 229,000	円 329,000	円 429,000	円 534,000	円 709,000	円 909,000	円 1,009,000
分団長	円 219,000	円 318,000	円 413,000	円 513,000	円 659,000	円 849,000	円 949,000
副分団長	円 214,000	円 303,000	円 388,000	円 478,000	円 624,000	円 809,000	円 909,000
部長及び班長	円 204,000	円 283,000	円 358,000	円 438,000	円 564,000	円 734,000	円 834,000
団員	円 200,000	円 264,000	円 334,000	円 409,000	円 519,000	円 689,000	円 789,000

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。